無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地整理のために無縁墳墓等及び遺骨預り所について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十三年六月十三日

一、墳墓等所在地　福岡市中央区警固三丁目一三番一八号

一、墳墓等の名称　西光寺境内墓地及び遺骨預り所

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳四十四基

遺骨預り所　本籍不詳　足立マスキ、阿部芳子、荒川末吉、有馬キワ、安西庄三郎、伊藤綾子　郁子　シゲ　茂一　スエ子　ムメ　マセ、猪隈トク、猪俣ナツ子、岩岡繁太郎、岩本ハツ、上田スヱ　マス　迪子、打越洋子、江頭イチ、大場シヅ子、大曲健治、尾木原節子、小倉はふ、加藤トシエ　トメ、菊池孝也、金福徳、沓見勇、後藤勇　好造　政吉　マツ、酒井美津枝、坂本治三郎、坂本俊男、佐藤キヨ　マツ子、高倉キク　喬　タツ子　徳次郎　半次郎　秀子　万蔵　茂利、田川ツネ、田中アサヨ　アヤ子、田中一人、津賀初子、中村違太郎、中村みか、西海武男、西海タズヤ　雅二、西本〃ツエ、仁田原ヒサ子、野田アイ、野村邦子　祐雪、橋本嘉子、葉山常蔵、原田ト〃、平方源作、廣永〃ツ、福島ユキ、藤内シナ、藤枝辰男、藤尾トモ、藤野良文、中尾岩吉　治平　イセ、松貝隆太郎　コ〃ネ、松田一郎　トメ、松本大三郎、真部キタ、溝部チヱ子、宮井ユキノ、村西ジュン、森山キサ　隼城、山田重紀　優勲　喬、山出俊生、大和一、山本一郎　ヒサ、吉田フク、吉冨澄江、渡瀬一正　勝次　泰典　榮子　とう、綿屋和美、他不詳遺骨十二体

一、改葬を行おうとする者　福岡市中央区警固三丁目一三番一八号　宗教法人西光寺　代表役員　岡本　俊一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十三年六月十三日

一、墳墓等所在地　福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原一一九九―一及び一一〇〇―四

一、墳墓等の名称　切内墳墓

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原一一三八―一　代表者　小西　繁喜

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一四七〇号　平成九年七月二十八日

(二)　商号　株式会社アロオツアー

(三)　名称、住所及び代表者の氏名　西武トラベル株式会社（合併前、株式会社アロオツアー）　東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号　代表取締役　西尾　恵介

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　アロオツアー　東京都千代田区神田鍛冶町三丁目四番二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年四月二十九日

四、当協会に預託した保証金等の額　六百四十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び六百四十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年六月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年６月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①大東ツーリスト株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3987号　④大東ツーリスト株式会社　東京都港区赤坂一丁目９番13号　代表取締役　高須達三　⑤本社営業所　東京都港区赤坂一丁目９番13号三会堂ビルＢ１　⑥平成８年７月16日　⑧平成23年５月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂一丁目９番13号　大東ツーリスト株式会社　代表取締役　高須達三

A　①株式会社アトランティス（アトランティスツアー）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5640号　④株式会社アトランティス　東京都港区新橋二丁目14番６号　代表取締役　橋口兼太郎　⑤本社営業所　東京都港区新橋２－14－６　⑥平成17年７月28日　⑦平成23年５月19日　東京都知事登録旅行業第３－5640号　⑩800万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区新橋二丁目14番６号　株式会社アトランティス　代表取締役　橋口兼太郎

B　①川中島バス株式会社　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業者代理業第２－234号　④川中島バス株式会社　長野県長野市小島田町2131－１　代表取締役社長　青柳正博　⑤本社営業所　長野県長野市小島田町2131－１　⑥昭和57年２月２日　⑧平成23年３月31日　⑩1,100万円　⑪長野県知事　⑫アルピコ交通株式会社　長野県松本市井川城２－１－１　代表取締役社長　古田龍治

C　①株式会社ＳＡＮＫＯ企画（エイトトラベル）　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業３－583号　④株式会社ＳＡＮＫＯ企画　静岡県静岡市駿河区用宗四丁目７番13号　代表取締役　田形俊哉　⑤本社営業所　静岡県静岡市駿河区用宗四丁目７番13号　⑥平成23年２月７日　⑨平成23年５月16日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県静岡市駿河区用宗四丁目７番13号　株式会社ＳＡＮＫＯ企画　代表取締役　田形俊哉